

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年1月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500345号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500081号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、昭和54年7月1日から昭和55年10月1日までの期間及び昭和56年4月1日から昭和60年8月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和54年7月から昭和55年9月までの各月及び昭和56年4月から昭和60年7月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

昭和54年7月から昭和55年9月までの各月及び昭和56年4月から昭和60年7月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年7月から昭和55年9月までの各月及び昭和56年4月から昭和60年7月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、昭和54年10月1日から昭和60年8月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和54年10月から昭和60年7月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

昭和54年10月から昭和60年7月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年7月1日から昭和60年8月31日まで

年金記録によると、A社に勤務した請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和54年7月1日から昭和55年10月1日までの期間及び昭和56年4月1日から昭和60年8月31日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び給料精算書(以下「支払明細書等」という。)により、請求者がA社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、昭和 54 年 7 月から昭和 55 年 9 月までの各月及び昭和 56 年 4 月から昭和 60 年 7 月までの各月の標準報酬月額については、支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、別表 1 のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、A社は、平成 23 年 2 月 18 日付けで破産手続が終結している上、請求期間当時の事業主は亡くなっていることから、確認することができないが、支払明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、支払明細書等により確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者から提出された支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和 55 年 11 月 1 日から昭和 56 年 4 月 1 日までの期間については、請求者から当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できる支払明細書等は提出されておらず、当該期間の各月の厚生年金保険料の控除を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 56 年 4 月 1 日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 56 年 4 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 60 年 8 月 31 日までの期間について、支払明細書等及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、昭和 54 年 10 月から昭和 60 年 7 月までの各月の標準報酬月額については、支払明細書等により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、別表 2 のとおりとすることが妥当である。

ただし、昭和 54 年 10 月から昭和 60 年 7 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
昭和54年7月から昭和55年9月まで	6万8,000円	7万6,000円
昭和56年4月から同年9月まで	7万6,000円	9万8,000円
昭和56年10月から昭和57年9月まで	8万円	9万8,000円
昭和57年10月から昭和58年2月まで	7万6,000円	9万8,000円
昭和58年3月から同年9月まで	7万6,000円	10万4,000円
昭和58年10月から昭和59年9月まで	8万円	10万4,000円
昭和59年10月から昭和60年7月まで	9万2,000円	10万4,000円

別表2【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
昭和54年10月	7万6,000円（※）	8万6,000円
昭和54年11月	7万6,000円（※）	9万8,000円
昭和54年12月から昭和55年9月まで	7万6,000円（※）	11万円
昭和55年10月から昭和56年3月まで	7万6,000円	11万8,000円
昭和56年4月から昭和58年2月まで	9万8,000円（※）	11万8,000円
昭和58年3月から同年9月まで	10万4,000円（※）	11万8,000円
昭和58年10月から昭和59年3月まで	10万4,000円（※）	13万4,000円
昭和59年4月から同年9月まで	10万4,000円（※）	15万円
昭和59年10月から昭和60年3月まで	10万4,000円（※）	17万円
昭和60年4月から同年7月まで	10万4,000円（※）	20万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500534号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500082号

第1 結論

請求者のA社における令和4年4月1日から令和5年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和4年4月から同年10月までの各月及び同年12月から令和5年5月までの各月の標準報酬月額は38万円を44万円、令和4年11月の標準報酬月額は38万円を47万円とする。

令和4年4月から令和5年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年4月から令和5年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和4年4月1日から令和5年6月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された給料台帳及び請求者から提出された給与明細書により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料台帳及び給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、令和4年4月から同年10月までの各月及び同年12月から令和5年5月までの各月は44万円、令和4年11月は47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していない旨回答しており、年金事務所は、請求者の令和4年4月から令和5年5月までの各月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500344号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500080号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年1月上旬から平成12年12月下旬まで

私は、請求期間において、A社で勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された名刺、A社の元事業主の陳述等から判断すると、請求者は請求期間のうち一部の期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得するためには、事業主が社会保険事務所(当時)に対して同社を厚生年金保険の適用事業所とする届出を行った上で、請求者について厚生年金保険被保険者資格を取得する旨の届出を行うことが必要であるところ、前述の元事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったことはない旨陳述しており、オンライン記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないことから、同社を厚生年金保険の適用事業所とする届出は行われていないと考えられる。

また、当該元事業主は、A社について、同社は二十数年前に倒産しているところ、同社に係る資料は何も保管していない旨陳述しており、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

さらに、請求者がA社の元従業員として名前を挙げた者のうち複数の者に照会を行ったが、いずれも請求者の同社における勤務期間及び勤務実態は不明であるとした上で、同社における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等は保管していない旨陳述しており、うち1人が、同社では厚生年金保険への加入はなかったと思う旨陳述していることを踏まえると、これらの者の陳述から請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。